

公益法人関連事業評価書（第三者分配型補助金等）

平成18年3月

評価対象（事業名）	政府開発援助インドシナ難民等救援事業	
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局雇用開発課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
	V	就職困難者等の雇用の安定・促進を図ること

(2) 事業の概要

事業内容					
<p>インドシナ難民等が言葉や生活習慣の異なった我が国に定住し安定した生活を営むためには、早期就職により安定した収入を得ることが必要不可欠である。このため、就労支援として、難民定住支援施設に専門の職業相談員を配置し、職業相談・就職指導、職業紹介等を実施している他、インドシナ難民等の就職困難性にかんがみ、これらの者の就職を容易にするため、所要の給付金を支給する事業を実施しているところである。</p> <p>（給付金の概要）</p> <p>○同財団が運営する国際救援センター（以下「センター」という。）の指示により職業訓練を受講する場合やセンターの紹介した職業に就くために移転する場合等には、それらに要する費用を支給。</p> <p>○センターの紹介によりインドシナ難民等を雇入れる場合は、雇入れる事業主に対して、雇用開発助成援助費等を支給。</p>					
関連公益法人名					
(財)アジア福祉教育財団					
財政状況					(単位：百万円)
	H14	H15	H16	H17	H18
国から交付された補助金等	63 (決算額)	71 (決算額)	102 (決算額)	89 (予算額)	43 (予算案)
第三者分配比率 (%)	81	62	73		

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析 (必要性)

インドシナ難民等については、昭和 54 年 7 月の閣議了解等に基づき、関係各省庁がその定住に向けて各種援護措置を講じることとされており、こうした政府の取組の一環として、厚生労働省においては、所要の就労支援を実施しているところである。こうした中で、言葉や生活習慣が異なる我が国においてインドシナ難民等の就職を実現するためには、その就職の困難性にかんがみれば、各種給付金を支給する必要がある。

(効率性、有効性等)

インドシナ難民等に対する定住支援として、関係省庁連携の下、(財)アジア福祉教育財団が実施機関となって日本語指導、生活指導等を一貫して総合的に実施しているところであり、就労支援についても、インドシナ難民等の特性を日本語指導、生活指導等を通じて熟知している同財団において、専門の職業相談員を配置し、職業相談・就職指導、職業紹介等を実施することは有効である。

また、同財団の職業紹介により就職した場合等において、就労支援のための各種給付金の支給がされることから、職業紹介等と各種給付金の支給は一体不可分であり、インドシナ難民等の就職を実現するためには、定住に向けた各種支援措置を総合的、一元的に同財団において行うことが、最も効率的、有効的である。

(参考)

	H13 年度	H14	H15	H16	H17 ※
・ 職業相談員配置数	6	6	6	6	6
・ 職業相談件数	1,070	1,456	1,351	1,519	1,213
・ 職業紹介件数	207	199	234	202	185
・ 就職者数	85	75	91	79	54

※ H17 年度は、2 月末現在の数値

評価結果 (政策的必要性を始めとした合理的理由)

インドシナ難民等に対する定住支援については、国際貢献や人道上の配慮等の観点から、国が取り組むべき重要課題であり、今後とも関係省庁が一体となって実施していくべきものである。こうした中で各種給付金の支給についても、関係省庁連携の下で同財団が総合的に実施している定住支援策の一環として、職業相談・就職指導・職業紹介等と一体的に行うことにより、就職が困難なインドシナ難民等の就職の実現を図るために必要である。したがって平成 18 年度においても同財団において引き続き実施していくこととしている。

3. 特記事項